

平成 30 年度 道市連携海外展開推進事業
(ASEAN マーケット開拓プロジェクト：フィリピン) 委託業務
企画提案指示書

1 業務名

平成 30 年度 道市連携海外展開推進事業 (ASEAN マーケット開拓プロジェクト：フィリピン)
委託業務

2 目的

急速に経済成長が進む ASEAN 諸国の海外需要を取り込むため、北海道と札幌市が連携し、北海道 ASEAN 事務所等を活用しながら、ASEAN 諸国との商流の構築や活発化を図るとともに、現地メディア等を活用するなど効果的なプロモーションを実施することにより、道産品の海外販路を拡大する。

3 実施方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

4 委託期間

委託契約日から平成 31 年 2 月 28 日 (木) まで

5 対象国

フィリピン共和国 (マニラ首都圏)

6 委託業務の内容

フィリピン国内での継続的なフェア開催及び商談会の実施に向け、バイヤー (現地のショッピングモール、飲食店、卸売業者、商社など) 招聘商談会、その後ショッピングセンターなどにおける現地での道産品プロモーション及び商談会を行い、フェアや商談会の定番化に向けた仕組みづくりを行い、継続的な道産品の取扱いを目指す。

なお、各業務の進め方については、随時、委託者 (北海道・札幌市海外拠点連携協議会、以下同じ。) と協議の上、決定するものとする。

(1) 参加企業の募集

以下 (3) 及び (6) へ出展する道産品を公募するとともに、受託者自ら、フィリピンへの輸出希望商品を掘り起こすこと。

また、参加企業に対し、フィリピンにおける輸出規制等の情報を提供すること。

なお、募集にあたっては、以下の条件を満たすこと。

ア 対象地域

以下 (3) 及び (6) に出展する企業を、道内 6 圏域 (道央、道南、道北、オホーツク、十勝、釧路・根室) から、各 1 社以上

イ 対象企業・商品

道内に本社を有し、北海道産の食品 (加工品・農畜産品・水産品など 以下「食品」と表す)、化粧品、工芸品、家具等を扱う企業 (現地プロモーション 10 社 10 品目以上・現地商談会 10 社・10 品目以上、企業・品目の重複は可)

(2) 北海道内での事前商談会の開催

以下 (3) の現地プロモーションの前に、道産品取扱い意欲が特に高いバイヤー 3 社以上を

北海道へ招聘し、輸出希望企業との商談や生産現場等の視察を行う。

なお、バイヤーの招聘にあたっては、次に掲げる事項を実施すること。

ア 招聘バイヤーの選定を行うとともに、招聘するバイヤーとの連絡調整を行うこと。

なお、招聘するバイヤーは仕入れなどについての決定権を有する者で、1社2名までとする。

イ 招聘するバイヤーへは、各分野（食品、化粧品、工芸品、家具等）のサンプル品やカタログなどと共に商品の紹介を行うとともに、商品ニーズやターゲット層、販売方法等のヒアリングを行い、それら販売先で得た情報をとりまとめ、委託者及び道内企業へ還元すること。なお、幅広い道産品の販路拡大を目指すため、以下（4）で翻訳・印刷した既存のシーズ集についても活用すること。

ウ 招聘バイヤーのニーズを踏まえながら、適切な視察コース及び商談先を立案し、旅行手配からアテンドまでの一貫した支援を行うこと。

エ 商談及び視察に必要な人数の通訳を配置すること。

オ 招聘終了後、招聘バイヤー及び視察先、商談先企業等に対し、成約件数、成約内容及び成約見込金額、感想等についてアンケートを実施し、結果を取りまとめること。

（3）現地プロモーションの実施

上記（1）の道産品を用いて、対象国のショッピングモール等において、道内企業10社以上が参加するプロモーションを実施し、道産品に対する現地消費者の反応を探るとともに、道産品の販路拡大やブランド力向上につながるよう効果的にPRすること。

なお、プロモーションの実施にあたっては、次に掲げる事項を実施すること。

ア 会場は多数の来場が見込まれるマニラ首都圏のショッピングモール等を提案すること。

イ 出展企業の募集及びとりまとめを行うとともに、出展企業が使用する備品の確認及び手配、渡航情報の収集等、出展企業とプロモーションに向けた連絡調整を行うこと。

ウ 出展企業数は10社以上とすること。

エ 出展商品の輸送費・通関費は事業費で一部負担すること。

オ 会場装飾に工夫をするとともに、現地食品メーカーなどとのコラボレーションなど、北海道及び道産品の効果的なPRを行うこと。

カ 道産品や販売に関する正しい知識を有する責任者を会場に配置し、会場での効果的な演出を行うことにより、商品イメージやブランド価値の向上及び販売促進につなげること。

なお、会場には輸出希望企業等1社につき1名の通訳を配置すること。

キ 来場者及び出展企業にアンケート調査等を実施し、販売状況やマーケティング分析を行い、道産品の販売促進に向けた課題を分析すること。

ク プロモーションにおける各商品、各開催日の売上額、販売個数、来場者数等を取りまとめること。

ケ 出展企業に対し、フィリピンの市場環境などの事前説明会を実施すること。

（4）既存のシーズ集の活用

平成28年度及び平成29年度に作成した「シーズ集」^{*1}について、掲載企業へフィリピンでの販路拡大希望の有無の照会を行い、確認の取れた企業及び商品の情報について、日本語及び英語にて必要数量分印刷すること。

^{*1}「シーズ集」：平成28年度道市連携海外展開推進事業（ASEANマーケット開拓プロジェクト）及び平成29年度道市連携海外展開推進事業（ASEANマーケット開拓プロジェクト：マレーシア）にて作成した、「HOKKAIDO Business Seeds Catalogue」を指す。

（5）現地商談会用新規シーズ集の作成

上記（１）で募集した企業及び商品の情報について、上記（４）で翻訳・印刷した既存の「シーズ集」に追加できるページを作成し、現地商談会用新規シーズ集を作成すること。

ア 言語

日本語及び英語で作成すること。

イ 形式

上記（３）及び以下（６）の商談会に参加する企業概要及び商品情報が掲載されたリーフレット（商談会参加者数分）とし、上記（４）で翻訳・印刷した「シーズ集」へ追加すること。

シーズ集電子データについては、掲載された企業が商談会後に修正及び２次利用ができる形式であること。

（６）現地商談会の開催

上記（３）の現地プロモーションにあわせて、バイヤーと輸出希望企業等との現地商談会を開催すること。

なお、商談会の開催にあたり、次に掲げる事項を実施すること。

ア 商談会は、地域の実情や出展商品の特徴に合わせた形式（オープン形式、クローズ形式など）で実施すること。

イ 以下の条件を満たす会場を選定するとともに、会場責任者等と商談会の開催に必要な連絡調整を行うこと。

（ア）輸出希望企業等や現地バイヤーが来場しやすい立地であること。

（イ）試食提供に必要な調理行為が可能であること。

ウ 輸出希望企業等の募集及びとりまとめを行うとともに、使用する備品の確認及び手配、渡航情報の収集等、輸出希望企業等との連絡調整すること。

エ 輸出希望企業等の取扱商品に適した現地バイヤーを招聘すること。

オ 商談会の規模は、道内からの参加企業１０社程度及び現地バイヤー１０社以上を想定すること。

カ バイヤーへは、商談会開催前に上記（５）で作成した現地商談会用新規シーズ集を活用し、各分野（食品、化粧品、工芸品、家具等）のサンプル品やカタログなどと共に商品の PR・売り込みを行うとともに、商品ニーズやターゲット層、販売方法等のヒアリングを行い、販売先の情報を道内企業へ還元するため情報を入手すること。

キ 輸出希望企業等１社につき１名の通訳を配置すること。なお、通訳を不要とする企業については配置不要とする。

ク 商談会の会場には１名以上のスタッフを配置し、輸出希望企業等や現地バイヤーの管理、時間管理等の運営を行うこと。

ケ 商談会終了後、現地バイヤー及び輸出希望企業等に対し、成約件数、成約内容及び成約見込金額、感想等についてアンケートを実施し、商談件数とあわせて商談結果を取りまとめること。

（７）北海道ブランドの発信

上記（３）の現地プロモーションを実施するに際し、北海道の魅力や道産品のブランド価値向上を図るため、フィリピンにおいて発信力のあるインフルエンサーを活用して、インターネット及び現地での閲覧数の多い SNS 等を使った、効果的なコンテンツを制作し、合計３０回以上、継続的に発信するとともに、継続的なコンテンツ活用が可能となるよう工夫すること。

なお、起用するインフルエンサーは、委託者と協議して決定すること。

(8) 事業報告会の開催

今後の海外展開を目指す道内企業を対象に、道内1地域以上で事業報告会を開催し、以下について報告すること。

- ア (2) の北海道内での事前商談会の開催状況
- イ (3) の現地プロモーションの実施状況
- ウ (6) の現地商談会の開催状況
- エ (7) の北海道ブランド発信の取組
- オ 取扱商品について
 - ・輸出入状況（輸送日数、費用などを含む）
 - ・販売や貿易上の課題など

(9) 実績報告書の作成

上記(1)から(8)までの実施結果について、実績報告書を作成すること。

(10) 成果物の提出

以下の成果物について、委託期間内に提出すること。

- ア 実績報告書（紙媒体（A4版）：10部、電子媒体（CD-R又はDVD）：2式）
- イ 現地商談会用シーズ集（紙媒体：各言語10部、電子媒体：（CD-R又はDVD）：2式）

7 予算上限額（消費税を含む）

11,406千円

8 審査

企画提案は、次の事項について審査し、総合的に判断する。

(1) 業務執行体制の適格性

- ア 執行体制
 - ・業務を実施するに当たり、適切な経歴を有し、業務を円滑に進められる必要かつ十分な執行体制であるか。
- イ 積算の考え方
 - ・委託者が提示する予算上限額の範囲内で提案していること。また、予算の配分が適切であるか。
- ウ スケジュール
 - ・業務を実施するにあたり、輸出入手続等の期間設定が妥当であり、全体のスケジュール設定が妥当であるか。

(2) 企画提案の適合性

- ア 道産品の掘り起こし
 - ・一地域に偏ることなく、各地域から発掘する内容となっているか。
- イ 現地販売先の開拓
 - ・道産品の購買意思を示す現地販売先を数多く開拓する内容であるか。また、継続的な道産品の販売や消費者等による購買が見込まれる相手先であるか。
- ウ 北海道内での事前商談会の開催
 - ・現地プロモーションを実施するにあたり、十分な規模・内容であるか。また、バイヤーの招聘にあたっては、出展企業に適切な相手であり、効果的なマッチングが行われる相手先であるか。
 - ・視察コースが適切であり、道産品の継続的な取引に結びつく内容となっているか。
- エ 現地プロモーションの実施
 - ・SNSによる発信の内容や会場の演出や装飾、現地での広報活動が効果的に行われているか。

オ 現地商談会の開催

- ・現地バイヤーと出展企業等のマッチングが効果的に行われるか。今後の販路拡大及び定番化を期待できる規模であるか。

カ 北海道ブランドの発信

- ・現地の市場特性、消費者の嗜好、ニーズ等を踏まえ、消費者の関心をひきつけ、効果的に販路拡大、定番化に結びつく内容となっているか。

キ 継続的な取扱いやフェアの定番化に向けた取組

- ・事業実施後の継続的な道産品の取扱いや、フェアの定番化を目指した工夫があるか。

ク 事業報告会の開催

- ・海外進出未経験の道内事業者が参加しやすく、本事業によって得られたノウハウ等を、道内事業者に対して還元できる内容であるか。

9 業務上の留意事項

受託者決定後、企画提案の内容を基本として、委託者と受託者が協議し委託業務の内容を決定する。

10 プロポーザル参加の資格要件

(1) 複数企業等（法人及び法人以外の団体を含む）による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）または単体企業等とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。

ア 道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（以下、「特定非営利活動法人」という。）、その他法人又は法人以外の団体であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道又は札幌市が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は札幌市が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。

カ 暴力団関係事業者等でないこと。

キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 市区町村税

(ウ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(エ) 消費税及び地方消費税

ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ケ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

11 応募手続

(1) 参加表明書の提出

ア 提出書類

(ア) 参加表明書（別添様式1）

(イ) 参加表明書関係資料

- (ウ) 納税証明書（発行後3ヶ月以内のもの、写し可）
 - ・道税（道が賦課徴収するものに限る。）
 - ・市区町村税（本店（契約権限を委任する場合は受任先）の所在地の市区町村が発行するもの）
 - ・消費税及び地方消費税
- (エ) コンソーシアム協定書（コンソーシアムを形成する場合のみ）
- (オ) 暴力団等ではない旨の誓約書（自由様式）
- (カ) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。
（届出義務がないものについては、社会保険等適用除外申出書（別記第20号様式））
 - ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (キ) 登記事項証明書（登記は現在事項証明又は全部事項証明。発行後3ヶ月以内のもの、写し可）
- (ク) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書。直前2期分）
※（キ）及び（ク）については、北海道又は札幌市の競争入札参加資格者名簿に登録されていない者が参加する場合のみ提出すること。

イ 提出部数

1部

ウ 提出期限

平成30年7月11日（水）午後3時00分（必着）

エ 提出場所

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
北海道・札幌市海外拠点連携協議会事務局
（札幌市 経済観光局 国際経済戦略室 食・健康医療産業担当課）
電 話 011-211-2392
担 当 永江

オ 提出方法

持参又は郵送（必着、簡易書留に限る）

(2) 企画提案書の提出

ア 提出書類

- (ア) 企画提案書（別添様式2）
- (イ) 業務処理に要する見積価格（税込み価格）の内訳書（自由様式）

イ 提出部数

8部（1部は提案者名を記載したもの。残り7部は提案者名を記載せず、文中にも提案者名を記載しないよう注意すること）

ウ 提出期限

平成30年7月18日（水）午後3時00分（必着）

エ 提出場所

(1) エに同じ

オ 提出方法

持参又は郵送（必着、簡易書留に限る）

12 その他

- (1) 企画提案に要する経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案の採否については、文書で通知する。

(3) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。

事前に不参加を決定した場合は、7月18日(水)午後3時までに上記11(1)エの担当窓口へ連絡すること。

(4) 本業務の成果品に係る著作権は委託者に帰属する。

(5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本通貨

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 関連情報を収集するための窓口

11(1)エに同じ

(8) プロポーザルに関する説明

提出された企画提案書の内容についてヒアリングを行う。ただし、提出者が5者を超えると
きには、「8 審査」の基準により企画提案書の書類選考を行う場合がある。

(9) 審査結果及び特定者名

公表する。